

一 般 質 問 通 告 一 覧

(令和6年12月菊川市議会定例会)

1 西下 敦基 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① 災害対応について P 1
- ② 「置き配」でCO2削減と物流問題改善へ P 3

2 坪井 仲治 議員 (答弁者：市長)

- ① 発災後の安心・安全を求めて P 4

3 横山 隆一 議員 (答弁者：市長)

- ① 「役に立つ役場」と市民協働の推進について P 7

4 織部 ひとみ 議員 (答弁者：市長)

- ① 窓口業務に「軟骨伝導イヤホン」の導入を P 9

5 須藤 有紀 議員 (答弁者：教育長)

- ① 道徳教育・いじめ・不登校について P 11

6 渡辺 修 議員 (答弁者：教育長)

- ① 夏場の水泳ほか体育授業について P 13

7 横山 陽仁 議員 (答弁者：市長)

- ① 財産区の廃止について P 15
- ② 行政の分析手法に原価管理の考え方を P 16

8 織部 光男 議員 (答弁者：市長)

- ① 生ごみは資源、燃やさないで！ P 17

9 倉部 光世 議員（答弁者：教育長）

- ① 学校を支える様々な働き方を改善し教育環境を整える P 20
- ② コミュニティ・スクールの目指すところは P 23

10 渥美 嘉樹 議員（答弁者：市長）

- ① 住民の命を守る防災 P 25
- ② 保育施設の「気になる子」等の支援 P 26
- ③ 新型コロナワクチン予診票の取り扱い P 27

令和6年11月21日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議長 山下 修

一 般 質 問 に つ い て

令和6年12月菊川市議会定例会において、次の質問をされる予定であるから、あらかじめ通知いたします。

質 問 者 ： 西 下 敦 基	
質問事項1：災害対応について	
【質問要旨】 今年に入り能登半島を襲った地震や豪雨、時期外れと感じられる短時間での局所的な大雨、南海トラフ地震臨時情報の呼びかけなどがありました。このような中、多種多様な災害への対応を行い、少しでも被害の軽減を図っていくことが行政に強く求められています。今まで様々な提案をしてきましたが、新たに市民からの声や懸念している点などがあり、さらなる防災力向上や被害軽減に資するよう、以下について質問します。 1 災害時のヘリポートについて、令和6年6月定例会での答弁では「物資輸送については、大型ヘリポートとして菊川運動公園陸上競技場、岳洋中学校グラウンドとしており、中型ヘリポートは、消防防災ヘリポートほか5か所となっており、救助用として使用することになっている」と回答がなされました。岳洋中学校においては大規模災害時の指定避難所になっており、グラウンドは車中泊やテント泊などの利用が考えられているが、大型ヘリポートの発着場基準（昼間使用）では幅100m、長さ150m程度の広さが必要とされており、避難所の運営に考慮が必要になってくると考えるが見解を伺います。また同様に、指定避難所となっている小笠北小学校、小笠南小学校、小笠東小学校では中型ヘリポートとして直径50mのスペースが必要となるが、各避難所運営組織との情報は共有されているのか伺います。もう一つの懸念点として、市全体のヘリポートの位置を見たときに、救助用の中型ヘリポートが小笠地区に集中しており、東部では河城小学校や六郷小学校、西部では内田小学校にも必要とを感じるが見解を伺います。 2 土のうステーションの導入について、浸水に備えるために袋井市では要望があった4つの地域に鉄のかごに土のうを入れて希望者が持ち出しができる施設があります。また、森町では希望者が支給された土のう袋に土を入れて土のうを作り、それを持っていくという方式の土のうステーションを設置しております。当市においても、水害が多い地域や要望のある地域などに袋井市のような土のうステ	【答 弁 者】 市 長 教育長

ーションの配備を検討できないか伺います。 3 水田の貯留機能を利用し、豪雨や洪水被害から地域を守る「田んぼダム」の取組が、当市では川西地区でスタートしました。県は2025年度末までに、県内全水田面積2万1,700ヘクタールのうち500ヘクタールで取り組む計画となっているが、2023年度末までに取り組んだ田んぼダムは約60ヘクタールにとどまっており、まだまだ取組が進められていくと考えられますが、当市では今後どのように「田んぼダム」の活用を進めていくのか見解を伺います。 4 内水被害の軽減について、大雨時に河川本流の水かさが増し、支流への逆流を防ぐために水門を閉めることにより、水がたまり家屋の浸水被害や道路冠水などが発生することになります。河川の氾濫や堤防の決壊のない条件範囲での対策として、浸水被害が考えられる場所から河川本流への可搬ポンプなどでの排水を行い被害の軽減をすることができないか見解を伺います。 5 避難所となる小中学校体育館の空調設備について、国の助成を受けるには「屋内運動場への空調設置については、当該建物に断熱性があることを要件とする。なお、断熱性のない屋内運動場について、空調設置と併せて断熱性確保のための工事を実施する場合の経費についても補助対象とする」とあり、この要件で改修する場合には大きな予算が必要となってきます。以前行われた他の議員の一般質問での答弁では検討をしていくとの回答があり、具体的にどの体育館から進めていき、予算的にはどの程度かかるのか、現時点での検討状況を伺います。また、特別教室への空調設備の設置を優先するという方針があることや、断熱性を確保しての空調設備の実施は大きな予算が必要であり、すぐに実施していく事は難しいことと考えます。このようなことを考えると限定的な対策となってしまいますが、低予算で迅速な配備が可能なものとして、千葉県いすみ市や東京都葛飾区などで導入されている「コンセントに挿すだけの移動式エアコン」を、部分的な空調として避難所での活用や学校活動における熱中症対策として試験導入するなど検討ができないか見解を伺います。	
--	--

質 問 者：西 下 敦 基	
質問事項 2：「置き配」でCO2削減と物流問題改善へ	
【質問要旨】 2024年4月からトラックドライバーの時間外労働の960時間上限規制と改正改善基準告示が適用され、労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、「モノが運べなくなる」ことが懸念されており「物流の2024年問題」と言われております。解決に向けては様々な方策が考えられていますが、消費者にできることは再配達を減らす配慮や、まとめ買いによる運送回数の削減などがあります。「置き配」とは、受取人があらかじめ指定した場所に荷物を置く配達方法であり、玄関先や宅配ボックスなどを配達場所に指定することで、非対面で不在時にも荷物を届けられる点が特徴となっています。「置き配」によるメリットとして考えられることには、購入者は配達時間に家にいる必要がない、非対面によって感染症対策になることや、配送業者では再配達が不要になることにより時間のロスや燃料の削減などがあります。その他、燃料の削減によりCO2の排出が削減されること、大気汚染の緩和や交通渋滞の低減につながることにもあり、ゼロカーボンシティ宣言をされた菊川市の理念とも合致する取組とも考えられます。より良い未来になることを願い以下質問します。 1 富山県は「宅配ボックス設置」による再配達削減に向けた実証実験の結果を公表しており、内容としては、再配達が平均で47.5%削減され、午前中に配達が完了した荷物の割合も14.2%増加し、配達効率が向上したことがわかりました。また、協力世帯へのアンケート等から、宅配ボックスの設置は住民に受け入れやすく、宅配ドライバーの負担軽減にもつながる取組であったと報告されていました。県内では、伊豆市と藤枝市が「宅配ボックス設置補助金」制度を創設しており、このような制度を当市に導入することや、八王子市で導入した置き配専用バッグ「オキッパ」を市民に抽選で配布する取組の導入ができないか見解を伺います。 2 宅配ボックス設置を補助することや無料で配布するには費用がかかるため、企業版ふるさと納税の活用や関係事業者からの負担金や寄附を依頼するなどをして市の財政負担軽減や、取組の拡大をしていくことの検討ができないか伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：坪 井 仲 治	
質問事項 1： 発災後の安心・安全を求めて	
【質問要旨】 去る11月1日、防災庁準備室の立ち上げに際し、石破総理大臣は職員に対し、「わが国は世界有数の災害発生国で、近年では風水害の頻発化や激甚化がみられるほか、近い将来には首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの発生も懸念される。人命最優先の防災立国を早急に構築することが求められている」、「被災者が安心して過ごせる避難生活環境の整備や発災後速やかにトイレやキッチンカーなどを配備できる官民連携体制の構築の飛躍的な前進が期待される」と述べ、防災庁の設置準備を担当する赤澤経済再生担当大臣は、「災害対応のエキスパートをそろえ、政府の災害対応をリードする司令塔としての役割を果たす」と述べています。防災対策の強化が期待される中ですが、先に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震を受けて令和6年8月8日19時15分に気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、備蓄品や避難経路など備えの再確認が呼びかけられました。この発表により、防災グッズを買い求める人が多く訪れて、ホームセンターの売り場の棚は空っぽになり、品薄状態になりました。その時にその場で「何が必要で、どうすればよいか」を判断すると混乱を招くため、この情報が出た時にはこういう対応を取る、それを事前に備えておき、地震が起こったときにどうしたらいいかなという備えを、用品ばかりではなくて、考えをしっかりと備えておくということを再確認することが重要かと思います。 現在、菊川市の防災強靱化事業が進められていますが、被災したときの被害を少なくすることを目的として取り組まなければならない事は多く残されていると思います。菊川市の今後の防災・減災に対する施策について伺います。 問1 大規模災害時に他自治体から応援職員を受入れるための受援計画の策定や改定の機運が静岡県内各自治体でも高まっています。能登半島地震では、応援職員に依頼する業務の整理や執務、宿泊場所の確保ができていなかった市町があったそうです。菊川市でも令和6年度施政方針の中で受援体制の強化については、全庁でスピード感を持って対応し、防災力の強化につなげるとうたっています。 この受援体制の強化につながる取組について伺います。 問2 気象庁は10月16日に線状降水帯の発生を県単位で半日前に予測して注意を呼びかける制度について、5月から9月末までの実績を発表しました。静岡県では線状降水帯の発生を呼びかけたが、発生しなかった「空振り」が3回、事前の呼びかけができずに発生した「見逃し」が1回で、的中はゼロ件だったそうです。 線状降水帯の見逃しによって能登半島では大きな災害につながりました。気象庁は、来年の出水期に向けて検証と制度の向上を目指	【答 弁 者】 市 長

すとしていますが、線状降水帯発生への菊川市としての対応で留意する点について伺います。

問3 国土交通省は大雨による迅速な被害状況の把握や住民への注意喚起に役立てようと、道路や電柱などに浸水を検知する通信機能付き小型センサーを設置し、浸水地域がリアルタイムで分かる地図の検討をしているそうです。2024年度末までにセンサー約5,000個を市区町村に貸与して、2025年度以降に専用サイトで地図を閲覧できるようにするとしています。このシステムは、菊川市から発出される避難情報と併せて、住民の皆さんが避難を判断される場合の有効な情報源になると思います。

菊川市の浸水を検知する通信機能付き小型センサーの設置に関する予定等について伺います。また、センサー設置により精度の高い避難情報を発出することができるとは思います。運用等の考えがあれば伺います。

問4 政府は新たな経済対策で地方創生の交付金を活用し、地域の先進的な防災の取組を支援する仕組みを設けたいという考えを示しました。この中で防災担当大臣は政府が重視する防災対策の強化について「発災時の対応の強化につながる事前防災が大事で、これまでの経験を生かし、平時のうちに準備をしておくことが必要だ」と述べました。

今後、この交付金を活用するとすれば、菊川市ではどのような事業を優先して展開するのか伺います。

問5 地区センターは停電時に外部（発電機）から電力を供給できるようになっていますが、その供給先は照明とコンセントに限られています。避難所となる地区センターのエアコンへの電力が供給できるようになれば、収容人員に限りはありますが、環境の良いところで避難生活を送ることができます。コンパクトなハイブリッド型発電機でも、5.5kVAの電力の供給を約3日間、50kgのLPガスボンベ3本で可能となります。LPガスは自然劣化が少ないため、燃料の備蓄性に優れています。発電機とボンベの接続もワンタッチ接続のため、一般の方でも接続することができます。

大規模災害発生後の地区センターの環境改善を目的とした電力供給システムの導入についての考え方について伺います。また、公民館への導入の斡旋についても伺います。

問6 学校における防災に対する取組として、学校の教室の扉に「避難所開設時会議室」「避難所開設時授乳室」といった表示が張りつけられている学校があるそうです。これは学校が避難所となったとき、この教室がどういう役割の部屋となるのかを示して、表示しておくことで日常的に防災を意識でき、避難所の開設もスムーズに行える良いアイデアであると思います。一斉に多くの住民が避難をしてきた場合には、初期段階でのエリア設定等が後に混乱を招かないためにも重要と考えます。

各防災連絡会の避難所運営委員会および施設管理者の小中学校が

このような表示を常設とすることについて伺います。 問7 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴い、防災力向上を図るための補正予算を組みましたが、家具転倒防止委託料、感震ブレーカー設置の申請状況について伺います。 また、今回の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表は初めてであり、市民もその対応には戸惑いを感じたと思います。今後、同様の情報が発出された場合の市民に対する適切な呼びかけが必要と思いますが、その考え方について伺います。	
--	--

質 問 者：横 山 隆 一	
質問事項 1：「役に立つ役場」と市民協働の推進について	
【質問要旨】 静岡県沼津市は、アニメ「ラブライブ！サンシャイン!!」や「幻日のヨハネ -SUNSHINE in the MIRROR-」の聖地として知られており、観光交流客の増加、経済効果や移住促進政策も期待されています。そうした沼津の魅力を前面に押し出そうと、移住職員が主体となり「ラブライブ！サンシャイン!!研究会」が結成されています。所属部署の垣根を越えて、移住相談会に先輩移住者として参加するなど活動の幅を広げています。こうした状況に発展し、市民との近距離化が図れることで市の人材育成方針や人事評価のあり方、市民との関わりがどうあるべきか・地域貢献活動のあり方について今一度確認させていただき、市民に信頼され市民と共に築くまちづくりがどうあるべきかを考えてみたいと思います。当市では、権限移譲の進展や公務員制度の改革などの外部的環境変化とともに、職員の年齢構成の変化や任用形態の多様化などの内部的環境変化が進み、これらの要因に対応するため、「新・人材育成基本方針」を策定し、求める職員像を「元気な菊川市を創造する！市民・地域を元気にするため、改善・改革意識で新しいことに積極的にチャレンジする職員」とし、自ら能力開発に努め、職員がより意欲を持って仕事に向き合うことができる職場環境づくりを進め、様々な行政課題に積極的に取り組む「自律型プロフェッショナル職員」の育成に取り組んでいます。 その具体的な行動指針に、職員は業務上だけでなく日常生活においても地域との関わりを持つことが大切としており、これにより、様々な課題への対応も「市民の視点・地域の視点」から考える力が醸成されます。こうした視点から、市民の皆さんの声を聴き、議論を重ね、その思いをまちづくりに生かすことが求められています。また、まちづくりには、市民、自治会、コミュニティ協議会、NPO、企業、各種団体、そして市議会など、様々な主体が携わっていますが、「菊川市をより住み良いまちにしたい」という思いは共通のはずです。当市では、地域を核とした、コミュニティ協議会の設立を推進するとともに、市民活動推進講座の開催や市民活動ガイドブックの作成などにより、市民活動の活性化に取り組んでいます。また、今後は、市民と行政が、地域社会での支え合いや助け合う市民協働の視点を持ち、これからのまちづくりを進めるなど市民レベルでの交流機会の創出や交流活動が求められています。職員も、まちづくりの一翼を担っているとのプロ意識を持って、市民と協働して、まちづくりに取り組むことが最も求められています。 そこで伺います。 質問 1 市民協働をすすめるためには、職員と市民が同じ目線で目的を共有することが重要です。しかし、計画立案や施策課題の改善に	【答 弁 者】 市 長

については行政が優先する構造となっています。そこには、予算・工程などいわば行政ルールが先行することです。市民視線で事業のあり方を見直す感覚が求められます。市民が求める市役所・職員の意識をどのように考えているか伺います。

質問2 職員が行政事務員として高い事務能力を身につけるためには、法令等を遵守すると同時に現場での即応力が求められます。しかし、公務員としての規律を守ることなどの制限から人事異動は避けられません。市民が求める職員像は「信頼」にほかなりません。育成方針では「自律型プロフェッショナル職員」としていますが「信頼は経験値」とも云われます。市民から「前の職員は頼りになったが、今度の職員はまだまだ経験不足であてにならん」という厳しい言葉も耳にします。市民から信頼され「役に立つ役場」となるための人材活用・適正配置についての考えを改めて伺います。

質問3 人材育成方針で「自律型プロフェッショナル職員」として求められる行動のひとつに、業務上だけでなく、日常生活においても地域との密な関わりを持つことが大切であり、職員も「まちづくりの一翼を担っているとのプロ意識」を持って、まちづくりに取り組むことが必要であり、スポーツ活動・自治会活動・趣味等の団体活動等を通じた市民との関わりが重要になります。市民活動への参加促進に関する考えと職員意識・現状をどのように把握しているか伺います。

質問4 職員が地域貢献活動に参加することにより、まちづくりの更なる推進が期待できるといわれています。同時に、兼業についても併せて考えることが必要となります。職員の社会貢献活動・兼業に対する考えを伺います。

質問5 職員の地域貢献活動の重要性・必要性を認識するため、行動指針を策定する必要があります。宮崎市などの先進自治体では基準を明確化し本業への効果も期待していると聞いており、本市でも行動指針の策定に取り組むことが必要と考えるが、市の考えを伺います。

質問6 市長にあっても同様、様々な行政・地域事業において市民との交流機会があります。市長就任後、概ね4年が経過しますが、「いまだ市長と会話をしたことが無い」、「人となりがよく分からない」という声をよく聞きます。公務が多忙なことは理解しますが、市民との関わりはある意味「無限」です。市民は「より身近な存在を求めている」ことが分かります。市民との交流のありかたを伺います。

質 問 者： 織 部 ひ と み	
質問事項1： 窓口業務に「軟骨伝導イヤホン」の導入を	
【質問要旨】 一般社団法人日本補聴器工業会の2022年度調査によると、日本の難聴者は人口の約10%で、高齢化に伴い、今後さらに増える見込まれています。一方、同調査では、医療機器が高額なことなどを理由に補聴器所有率が難聴者のわずか15.2%しかいないことが分かっています。 現在では、金融機関・自治体を含めて、250以上の団体・機関では「軟骨伝導イヤホン」の導入がされています。導入されているイヤホンは、耳の周囲にある軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導を活用し、軽く耳に当てただけで利用できるため、通常のイヤホンのように耳穴を塞がない上、左右のイヤホンの音量を個別で調整できるようになっており、片耳だけでも使用できる「軟骨伝導イヤホン」であります。 役所等の窓口では老眼鏡は置いてあるが、耳の聞こえづらい方向けには何もされていないと感じております。 菊川市では高齢者や耳の聞こえづらい方などが窓口業務を利用する際、筆談や大声での説明が必要となり、コミュニケーションが困難であるという課題があり、また、大声での説明はプライバシー保護が不十分で、職員の負担も大きいと感じます。これらの課題を解決する意味で「軟骨伝導イヤホン」の導入への考えを伺います。 1 窓口業務は、市民が直接、市のサービスを受ける重要な場面であり、特に高齢者や耳の聞こえづらい方にとって、その対応が非常に重要です。しかし、現状では多くの高齢者や耳の聞こえづらい方が窓口での会話に困難を感じ、その結果、必要なサービスが十分に受けられないことがあります。このような状況が市民の満足度や信頼性に影響を与える可能性があると考えます。菊川市としてこれらの困難や課題についてどのように認識されていますか伺います。 2 窓口業務では、筆談や大声での会話が主な対応方法となりますが、これらの対応策が十分に機能しているかどうかを評価することが重要です。筆談には時間がかかり、大声での会話は個人情報や周囲に聞かれるリスクも起こし、プライバシーの問題を引き起こす可能性があります。高齢者や耳の聞こえづらい方には現行の対応策が、どの程度効果を上げていると考えており、また、どのような課題が存在するのか考えを伺います。 3 静岡県伊豆の国市では、2023年8月から、窓口業務に軟骨伝導式イヤホンを導入したところ、高齢者や耳の聞こえづらい方が大声を出さずに快適にコミュニケーションを取れるようになり、プライバシー保護も向上したと聞いています。2024年10月には裾野市でも窓口に設置されました。他市での事例を考慮して、菊川市でも効果が	【答 弁 者】 市 長

期待できると考えます。市民の利便性向上のため「軟骨伝導式イヤホン」の導入の見解を伺います。	
--	--

質 問 者：須 藤 有 紀	
質問事項 1：道徳教育・いじめ・不登校について	
【質問要旨】 「道徳教育は、人が一生を通じて追求すべき人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもある。」として、2015年学習指導要領改定以降、道徳教育が特別の教科として位置づけられるようになりました。背景には増加、深刻化し続けるいじめ問題があります。 2011年10月大津市いじめ自殺事件は、凄惨ないじめの内容と、学校、教育委員会がいじめ隠蔽を行うなどの問題点が浮き彫りとなり、社会に大きな衝撃を与えました。現場の改革と共に、子どもたちの道徳心を養い健全な成長を促すことが肝要とされましたが、道徳教育は歴史的な経緯に影響され、道徳教育自体を忌避する風潮が残っている上に、通知表への記載が必要ないこともあって、ほかの教科に振り分けられるなど軽視されやすい風潮がありました。これを変革すべく、教育再生実行会議が組織され、提言によって道徳教育が特別の教科として位置づけられることとなりました。 しかし、依然としていじめの認知件数は増加し続け、被害者が自殺に至る痛ましいケースや、刑法上犯罪にあたるケースも報告されています。また、東京電機大教授とNPO法人「全国不登校新聞社」などの調査によると、学校が判断した不登校の原因と実際の不登校の原因には大きな乖離があり、いじめの大半が見過ごされている可能性があると言及されています。いじめの認知件数増加自体は隠蔽をしなくなったことの現れでもあります。未だ表沙汰にされない問題も潜んでいるようです。 菊川市においても不登校児童・生徒数は概ね増加傾向にあります。不登校の理由は「不安」が最も多いようですが、実はいじめが原因であったことを言えずに「不安」に分類されるケースも想定されます。しかし、一人ひとりに様々な理由が複合的に重なっているため、一概に解決策を提示することは難しい状況です。相互理解の深化や善悪の判断を行えること、自律、自由と責任、人間の良さや気高さを理解し、生きる喜びを感じるなど、「豊かな心を育む」中で、子どもたちが、自律的自発的に課題解決ができるよう、道徳的基礎力を身に着けるための授業は重要と考えます。 菊川市教育振興基本計画には、基本理念として「豊かな学びで歩み続ける人づくり」が掲げられ、「豊かな心を育む」ことを基盤とした「協働的な学び・探求的な学びの実践、多様性を尊重する教育の実現、学校と地域社会との連携など」への取組が必要とされています。こうした理念を達成しつつ、不登校、いじめ等の課題解決を目指すためには道徳教育の充実が重要との観点から、以下、質問をさせていただきます。	【答 弁 者】 教育長

1 2015年に学習指導要領が一部改訂され、道徳の授業が「特別の教科 道徳」として扱われることとなりました。本市における道徳の授業の位置づけ、また取組内容を伺います。 2 愛知県教育委員会では「道徳教育総合推進サイト モラルBOX」を立ち上げ、各市の道徳の授業力向上、授業改善の取組を紹介しています。学校だけではなく、豊橋市教育委員会道徳研究部や弥富市教育委員会の道徳教育推進に向けた取組など、学校と教育委員会がともに道徳に向き合っている様子が見て取れます。本市においても道徳教育推進は重要と考えますが、取組への展望を伺います。 3 菊川市では、教育施策の基本方針2「『確かな学力、健やかな心身』の育成を目指した、知・徳・体のバランスの取れた教育の推進【学校教育】」の中に、「思いやりに満ちた学校づくり」施策の展開として「『心の教育』の推進」を掲げています。道徳については「考える道徳の推進」をうたっていますが、具体策を伺います。 4 地域社会との連携も施策の中に盛り込まれていますが、学校側の意識変革の状況について伺います。 5 昨年9月の一般質問において、コロナ禍において不登校児童・生徒数の増加が認められたと答弁がありました。コミュニケーションの希薄化が理由として挙げられていましたが、具体的解決策について考えを伺います。また、この1年間で行った施策も併せて伺います。 6 藤枝市や愛知県一宮市などでは、「仲間を思いやり、支えることができるようになる」ピア・サポート活動の実践を行っています。民間団体と連携し、「引きこもり」、「いじめ」、「不登校」などをテーマとした活動も有効と考えますが、実現の可能性を伺います。 7 昨年10月に文部科学省が発表した調査で、学校が判断した不登校の理由は「いじめ」が0.2%だったのに対し、「不登校児童生徒の実態調査」で当事者が直接回答した不登校理由の結果は、「友達のこと（いやがらせや、いじめがあった）」が小中学生共に25%以上となりました。先述した東京電機大教授とNPOの調査結果です。学校の調査と実態に乖離があることが見受けられますが、不登校になりそうな子供に対する当市の対応について伺います。また、熊本市では「いじめがなかったか」聞き取りを徹底することで見逃しをなくすよう求めている事例もありますが、当市におけるいじめと不登校の対応について考えを伺います。	
---	--

質 問 者： 渡 辺 修	
質問事項 1： 夏場の水泳ほか体育授業について	
【質問要旨】 近年、少子化が進行していることにより、学童生徒の数が減少しています。その結果、小学校では各学年がすべて一クラスになる状況が見られるようになってきました。このようにクラス数が減少すると、当然ながらその学校の教員数も少なくなります。加えて、設備施設の老朽化も進んでおり、プールの老朽化は深刻です。各所で不具合が多くなり、これが運営する教職員の負担を大きくしています。 毎年、プールの清掃活動や更衣室の清掃が必要であり、これには多くの時間と労力がかかります。さらに、毎朝のプールの開錠、水質検査、落ち葉や生物の死骸の除去も日常的な業務として行わなければなりません。機械室では次亜塩素酸ナトリウムを40タンク（200×40個）注入する作業があり、プールの塩素濃度が基準を満たさない場合には固形消毒剤を追加で注入する必要があります。教職員の数も少ない場合、力仕事が大きな負担になっているケースも見受けられます。 これに加えて、酷暑による授業の変更が頻繁に発生しており、本年度は1、2時間目に授業を実施することが多くなっています。また、局地的な豪雨や雷によって水泳授業が途中で中止されることもあり、これが子供たちの学びに影響を及ぼしています。さらに、プール底の塗装が剥がれているため、足裏を切るケガの対応も求められています。灼熱のプールサイドでは準備体操が制限されることもあり、子供たちの安全が懸念されています。 加えて、壁にカビやコケが生えており、水着に付着する恐れもあります。熱中症や心肺停止などの重大事故に備えた緊急時の対応も必要で、教職員には大きな負担がかかっています。ある小学校では水道管のバルブが老朽化しているため、塩化ビニールキャップで対応する状況です。このように、老朽化したプールの運営に伴うさまざまな問題が存在しており、今後の水泳授業の継続に向けて、改善策が求められています。 小学校の水泳授業を市内唯一の民間スイミングクラブに依頼した場合、次の計算内容が一例として予想されます。まず、市のバスによる送迎を利用し、5日間にわたり1日2時間の授業を実施します。教師が水泳の指導を行い、全天候で実施可能かつ安全・衛生的なプールを借用することができます。料金は1日52,800円（税込）で、5回の授業を行う場合、委託料は52,800円×5日で264,000円となります。具体的な実施例としては、1レーンで低学年が9:00～10:30（着替え→実技、休憩・実技→着替え）、2レーンで中学年が10:00～11:30、3レーンで高学年が13:30～15:00のスケジュールで行うことが考えられます。各小学校の個別にプールにかかる予算は把握していないため、詳細な金額はわかりませんが、この金額であればコスト的に検討できる範囲になるのではないかと考えます。さらに、温水プールを利用す	【答 弁 者】 教育長

るため、夏季に限らず年間を通じて分散して水泳授業を行うことが可能になります。また、定期的なスイミングクラブインストラクターによる指導も可能であると考えます。教職員も専門インストラクターの指導を見学することでスキルアップも期待されます。このように、民間スイミングクラブに依頼することで、より安全で効率的な水泳授業の実施が期待されます。県外では愛知県西尾市のスイミングスクールを活用し、健全に運営している事例もあります。

また、学校のプールを使用した通常の体育授業を考えても、近年の気温上昇は夏場の水泳授業を困難にしています。以前は気温と水温の合計数値が基準値に達しない場合が水泳授業ができない原因になっていましたが、今や合計温度が基準を超えてしまうことで授業ができないのが現状です。日差しの強さで水面の照り返しも強く、プール周りからの監視も困難を極めています。目を凝らして監視している中で水難事故が起こりうる状況でもあります。事故防止や水温調整のために遮光ネット等の設置はどうかと調べましたが、法令の規定や構造上の問題から難しいとのことでした。一方で、各学校では、屋外プールでの熱中症対策としてテントの設営や指導時間の短縮、こまめな水分補給など安全に配慮した指導を行っています。このように、夏場の水泳授業が高温下や雷注意報で実施困難であり、グラウンドや体育館も高温多湿で危険となると、体育の授業自体が成立せず、子供たちの運動不足やストレスにつながるのではないかと危惧しています。以上を踏まえ、質問いたします。

- 1 今後、菊川市の小中学校水泳授業のあり方や各校のプール設備の改装計画について、どのように考えているか伺います。
- 2 スイミングスクールを体育授業に活用することは、現実的に可能と考えているか伺います。
- 3 市のバスを利用する際、交通費や配車を含めた運用は可能か伺います。
- 4 各学年で水泳の授業を年間を通じて均等に分散して実施することに問題点があるか伺います。
- 5 現状、先生方が早出してプールの授業準備をしているため大きな負担になっていますが、シルバー人材センターを活用するなどしてプール補助員的な職員を配置する考えはあるか伺います。
- 6 プールを覆う屋根やネットの設置は予算的にも法令的にも厳しいと考えますが、何らかの方法で水面を遮光する手段はないか伺います。また、全国的に見て水面の遮光を行っている例があるかも伺います。
- 7 水泳の授業を夏場から秋口に変更して行うことは可能か伺います。
- 8 近年の高温下で夏場の体育授業が大変危険な状況になってきていますが、そのための対策を考えているか伺います。

質 問 者：横 山 陽 仁	
質問事項 1：財産区の廃止について	
【質問要旨】 令和6年当初予算2款1項6目自治振興費として、西方地区振興費補助金、富田地区振興費補助金、三沢地区振興費補助金、河東地区振興費補助金、高橋地区振興費補助金、合計563万9千円が計上されている。これらは、高橋地区を除き、記載されない財産区の名残の既得権益を表しているものです。これ以外にも各地域で名義を地区の共通の形にして、所有にかかる税金はかからず、一方、利用については意見を申すような土地が非常に多い。対象となる土地の管理運用が本来の形から外れているように私は感じる。 財産区は江戸時代の地区住民の入会財産を受け継ぐ考え方で、新しい行政区に移っても新市に編入するのを良しとしなかった旧町村の財産を認めたものであります。 現代にはこのような考え方で、自分たちの財産だと主張する人はほとんどいない。 また、財産区の財産になっているものは、池や農道、山林などどちらかといえば資産価値が無く、昨今の豪雨では崩れるような危険個所が多く、負の資産と言えるものもある。 そこで、なぜ今でもこのような財産区が各所に存在しているのか、各地区でも不要と思われる不動産を市に押し付けて、収入のある部分のみを地区振興費という形で受け取っているいわゆる良いところ取りをいつまで許すのか、この際考え方を整理する意味で質問する。 1 財産区として県に届け出を行っている正式なところはどこか伺う。 2 地区で権利を持っている市有地はどこの地区にどれほどあるか伺う。 3 地区で権利を持っている市有地を含め、財産区の土地の名義はどうなっているか伺う。 4 収入のある土地は自治会に返し、管理も自治会に任せる方がよいと考えるが市の見解を伺う。 5 殆どの財産区名義の土地は市に帰属させるのが妥当だと考えるが市の見解を伺う。 6 実質的に市有な名義にした場合に地区から要望等されることがあるのか伺う。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：横 山 陽 仁	
質問事項２：行政の分析手法に原価管理の考え方を	
【質問要旨】 評価分析の場合に、アンケート結果の数値を採用する例がみられる。その時々アンケートでは上下の振れ幅がある程度あるために、例えば82%という結果を見ても、77%から87%くらいの5%の上下は誤差の範囲と捉えないとアンケートの信頼性を評価できない。 アンケート結果の数値は、全体的な傾向を把握する意味では有効で、市民の考え方を知る上では良いと考えます。 しかし、費用対効果、成果評価では定量的な手法を活用した方が具体的に明確になる。 企業の場合、製品1個にどれだけの費用を掛けているか、常に原価を計算しながら儲け（効果）を計算する。 行政の場合は、「効果」をすべて金額で表すことは難しいものの、原価を意識することは重要なことである。 サービスだからといって、いくらでもつぎ込んで良いものではない。 そこで、行政にも原価管理の考え方を取り入れた方が良いと考え、質問する。 1 企業の原価計算の考え方を事業評価に応用することについて考えを伺う。 2 原価意識とそれを意識したサービスを行うことについて考えを伺う。 3 市が行う事業の将来的価値を加味し、評価をすることについて考えを伺う。 4 事業の原価（事業費・人件費等予算）と効果（アウトカム）の評価方法の考え方について市の見解を伺う。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者： 織 部 光 男	
質問事項 1： 生ごみは資源、燃やさないで！	
【質問要旨】 11月12日静岡新聞で、「国の方針を受けて静岡市がプラスチック分別回収28年度から開始」とありました。2022年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が根拠法です。掛川市・菊川市の可燃ごみは掛川市満水にある環境ギャラリーで燃やしています。可燃ごみの中には、プラスチックと生ごみも含まれています。プラスチックも大きな環境問題でありマイクロプラスチックが人間の健康を脅かすことにもなっています。しかし、今日のテーマは燃やしている生ごみに絞ります。環境推進課の報告によりますと令和4年度菊川市の年間可燃ごみ総量は8,401トン、掛川市が21,712トンです。掛川市のホームページによりますと生ごみ比率は27%ですから菊川市は年間約2,268トンの生ごみを燃やしていることになります。生ごみは資源であることから何と無駄なことをしているのでしょうか。2000年、日本では年間5,500万トンの家庭ごみと、4億トンの産業廃棄物が捨てられています。これは日本人1人が1日あたり1.2kgのごみを出している計算になります。SDGsの目標12は「つくる責任つかう責任」です。市民に対して「大切な資源のことを考え、物を作り、消費することに責任を持つようにする。」ことが求められています。私たち一人一人が責任を果たすべきだと考えます。農林水産省及び環境省より、令和3(2021)年度の食品ロス量は523万トン。このうち一般家庭から発生する家庭系食品ロス量は244万トンとありました。11月号県民だよりによりますと2022年度の日本の食品ロス量は472万トンと推計され、半分の236万トンは家庭の食べ残し等です。食品ロス問題も大きな社会問題です。菊川市民の家庭から出る生ごみは年間2,268トンありますが、これを公共施設の生ごみ処理と同じように、発電と肥料化出来るようにすべきと提案します。菊川市でもすでに、小中学校の給食センター・菊川病院・おおぞら認定こども園の生ごみは鈴与商事(株)菊川バイオガス事業所で発酵メタンガス発電をして最後は肥料化し資源として再利用しています。給食センターは2021年度からおおぞら認定こども園・菊川病院は2022年度から鈴与商事(株)菊川バイオガス事業所の生ごみ処理委託契約が始まり本年度も継続しています。令和5年度合計で約274万円の委託契約金を支払っています。鈴与商事(株)菊川バイオガス事業所の建設費は9億円・資本金20億と明記されています。菊川市でも出来ると思います。これ以外で菊川市が生ごみ対策をしているのが生ごみ処理機購入に対する助成金ですが、これだけでいいのでしょうか。菊川市一般廃棄物処理基本計画の令和3年発行によると、燃えるごみの中に生ごみが一緒にされています。上位の第二次環境基本計画の資源循環には「資源を有効に利用する循環型のまち」を目指すとあります。また、平成28年以降に実施した市の取組に生ごみに関する記載はありません。唯一あるのは重点取組施策にある	【答 弁 者】 市 長

(生ごみリサイクル)では水切りを市民に呼び掛けていることと、削減の為に検討を行うだけです。菊川市は市民の出す生ごみ計画はなく燃やし続けるのですか。県では、生ごみ対策は自治体に任せていますと断言している。環境省に確認しても同じ事であった。循環型社会を実現するために令和6年8月「第五次循環型社会形成推進基本計画」を発表。循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりの中でも生ごみ政策の計画はありません。国も県も生ごみ問題は地方自治体にまかせていると断言できます。11月14日議員研修会で「脱炭素社会実現に向けた県の取組」講習を受けました。2021年県下の廃棄物等のCO2排出量は83万トンで、生ごみの話はありませんでした。日本の気温は40年前に比べ4℃も上がり原因は、産業化によるCO2の排出が大きく関係しているのが定説です。このままですと22世紀になるころには50℃近くなり、人間が外で暮らすのが難しくなるかもしれません。この様な観点から生ごみを燃やし、CO2を出すことに反対します。今年9月豊橋市環境部のバイオマス利活用センターを市民約25名で見学に行きました。2017年から稼働、生ごみ・下水処理場の汚泥・し尿の3種類をメタン菌で発酵させメタンガスで発電、1年間で1,890世帯の電気を作っています。残りかすは炭化燃料として利用しています。循環社会そのものです。まさに資源活用、無駄なく循環社会の実現化です。全国の問題意識の高い市長のいる自治体では生ごみ対策を計画実行しています。その一部を紹介します。岡山県真庭市・佐賀県伊万里市・鹿児島県日置市・熊本県山鹿市・福岡県朝倉市・山形県長井市・北海道滝川市・福井県池田町などです。

岡山県真庭市の事業は2014年3月から実地、分別した生ごみ、浄化槽汚泥、汲み取り収集したし尿を混ぜて発酵させ、その過程で生じるメタンガスを活用して発電し、その電力で施設を稼働させ、液肥を製造するというものです。効果は燃焼ごみを約40%減少し、二酸化炭素排出を年間約3,352トン削減出来ました。太田昇市長は次のように発言しています。「私は今を生きる一人の人間の義務として、また自治体行政を預かる責任者として、環境の保全や改善を重視した環境行政を進めたいという強い意識を持っています。」長谷川市長はこのような意識をお持ちでしょうか。質問いたします。

質問1 生ごみは資源と認識していますか。

質問2 令和何年まで、生ごみを燃やすのですか。

質問3 市民の生ごみを別回収し、発電や肥料化する事業計画はありますか。

質問4 菊川市の年間約2,268トンの生ごみを鈴与商事(株)菊川バイオガス事業所に委託すると委託料はどのくらいかかりますか。

質問5 菊川市の年間可燃ごみ総量は8,401トンですが、令和5年度焼却費の決算額はいくらですか。また、その27%の金額はいくらですか。

質問6 鈴与商事(株)菊川バイオガス事業所のような施設を菊川市の

予算で作りませんか。 質問 7 菊川市が年間約2,268トンの生ごみを燃していますがCO2の排出量は何トンですか。 質問 8 豊橋市環境部のバイオマス利活用センターの事業を聞いて学ぶことは何ですか。 質問 9 豊橋市のバイオマス施設の視察に行ったことはありますか。 また、他市の施設視察に行った事がありますか。 質問10 生ごみの資源化が出来ない理由は何ですか。 質問11 市長は太田昇市長の発言のような意識を持っていますか。 質問12 市長は責任者として環境行政で何をしますか。	
---	--

質 問 者： 倉 部 光 世	
質問事項 1： 学校を支える様々な働き方を改善し教育環境を整える	
【質問要旨】 小中学校では、直接教科を教える教員だけで子ども達を支えているのではなく、教職員の中には、栄養教諭、養護教諭、事務職等各方面から子ども達を指導し支えています。学校の働き方改革は、担任や教科担任を担う教員にスポットが当たりがちですが、それ以外の方々にも本来担うべき業務以外の負担がかかっており、それについて当たり前としてとらえられていることが多く業務内容についても一般に知られていないのが現状です。 栄養教諭は、食に関する指導の推進に中核的な役割を担い、義務教育課程の児童生徒に対して、食育指導や栄養指導を行う学校教員です。児童・生徒が「食事や栄養を自己管理する能力」や「望ましい食習慣」を身につけることを目指し、食育の推進や学校給食の献立作成や衛生管理、アレルギー対応、食品衛生や栄養に関する知識の習得と共有、児童生徒の個別的な相談指導も職務内容となっています。センター化された給食の提供をしている自治体における栄養教職員は、1,501から6,000食で2人とされており、当市は2人の栄養教諭が配置されています。 養護教諭は、学校教育法で規定されている「養護をつかさどる」教育職員であり、専門的立場からすべての児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等、心身の健康に問題を持つ児童生徒の指導にあたり、また、健康な児童生徒についての健康増進に関する指導のみならず、一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割を持つとされています。近年は、いじめなどの心の問題へのカウンセリングが一層重要な役割を持ち、新型コロナ流行時以降感染症対策等更なる役割が加わっています。 学校事務職員は、児童・生徒が安心して明るく楽しく学べる環境を創るため、学校運営に必要な物品等の予算・契約・購入・管理及び校舎等の施設管理をする経理関係、学校で働く教職員の給与や旅費、福利厚生、休暇や出退勤の整理及び文書管理など庶務関係、学籍の管理、各種証明書の発行、就学援助関係や私費会計等の出納管理、入学選抜業務など学事関係、校長をサポートし学校経営に積極的に参画することも求められ学校事務職員は学校経営の専門職として中心的な役割を担っています。 学校司書については、学校図書館法第6条では各校に置くよう努めなければならない努力義務とされています。当市は図書館から派遣の司書が月に2回程度巡回する仕組みになっており、学校図書館の管理が十分とは言えない状況にあります。その他、スクールカウンセラー、スクールサポートスタッフ、公務員等多くの職種の方々が働いて学校生活が円滑に安全に過ごせるよう見守っています。それぞれの働き方を改善することは、児童生徒への本来行わなければならないサポートがより充実していくことに繋がります。	【答 弁 者】 教育長

教育予算も限られており、タブレットの更新、特別教室・体育館へのエアコン設置、校舎等インフラ整備など課題も多い中ではありますが、特に人口減少が進みこどもの数が減っていく中では、教育・学校生活を担う人材を大切にすることは、長期的に見れば社会全体に大きな影響を与える重要な投資と言えます。人件費を削れば、有能な人材が市外へ流出し、教育の質が落ちたり、学ぶ環境が悪くなったりするなどのデメリットに繋がるため、別の部分の予算削減も検討していかななくてはならないことも踏まえて質問致します。

- 1 栄養教諭、養護教諭、学校事務職員の残業状況を伺います。
- 2 栄養教諭について、本来の業務である児童生徒の栄養管理、健康管理、日々の学校全体のサポート等に十分取り組むことができるよう改めて現在の業務内容を見直していく必要があります。栄養教諭の配置効果をどのようにとらえているか伺います。
- 3 当市の給食センターでは現在、幼児に対して公立2園、私立2園の給食を提供しており、来年度からは、私立3園の給食を提供することとなります。私立園の給食の提供を学校給食センターで行っているのは県内で当市のみとのこと。幼児期から繋げた栄養指導ができるというメリットもありますが、本来、小中学校の児童生徒が対象であるため、園児のための栄養管理やアレルギー対応は難しく、園児にとっても最善ではないことから、専任の栄養士を市単独予算で雇用するまたは、私立園への提供について再検討する必要がありますが見解を伺います。
- 4 給食センターの安全提供についての管理も業務の一つであるため、担当課へ意見を出しています。当市の調理員一人当たりの調理食数は県内トップで調理員の人数が足りていないためプロポーザル仕様書の人件変更や衛生管理基準を満たす組織体制の見直し、老朽化した設備の更新、栄養教諭が調理場で使うマスクも自費購入しているため消耗品の提供を求める等出された意見に対してどのように対応しているか伺います。
- 5 養護教諭は各校1人勤務が基本で休みも取りづらい状況にあります。熱中症、感染症等不調を訴える数も増えています。保健室登校時の付き添いから校内の水道やトイレ回りの衛生チェックの業務も担っています。就学時検診の準備・立ち合い、宿泊訓練・修学旅行への同行、中体連の救護等へ出ている間は学校の保健室は不在となります。学校に不在にならないための派遣看護師を活用する、大規模校にまたは数校をまわる保健室専門のサポートスタッフを雇用する等養護教諭をフォローする体制づくりが求められますが、必要性和対応を伺います。
- 6 学校事務職員の業務の中での備品管理について、システムでは1万円以上を登録していますが、当市の学校備品登録基準の考え方を伺います。備品登録基準は、掛川市では2万円、御前崎市では3万円となっているため足並みを揃えるべきという意見もありますが検討されて

いるか伺います。体育館の鍵の管理について、受け取り時間を指定しているとのことですが、未だ守られない場合もあるとのこと。オートロック方式導入について検討状況を伺います。 7 人を増やす、仕事の負担を減らすための機器の導入には予算が必要となります。教育予算の中でも節水システム・照明器具のLED化・プールクリーナーの導入、生徒と一緒に環境授業の一環として節電、節水活動を行う等の対策、学校水泳授業の外部委託と今後のプールの維持管理経費と比較する等予算の削減を積極的に進めることも求められます。教育予算に対する今後の考え方について伺います。	
---	--

質 問 者： 倉 部 光 世	
質問事項 2： コミュニティ・スクールの目指すところは	
【質問要旨】 令和 6 年度からスタートした菊川市のコミュニティ・スクールについては、議会教育福祉委員会でも今年度のテーマとして取り上げ研修、検証を進めて参りました。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みで、全国の公立小中学校の導入率は 65.3%（令和 6 年 5 月調査）となり年々増加しています。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会の主な役割は、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」の 3 つですが、この組織だけでは学舎コミュニティ・スクールの目指す、「学校・家庭及び地域住民が連携協力を推進することで子ども達のより良い成長を目指し、子ども達を地域の宝として育てる。」という目的は達成できず、幅広い地域住民等の参画を得て、学校と地域が連携・協働して行う実際に活動を進める「地域学校協働活動」を一体的、積極的に推進していかななくてはなりません。 今年度からスタートしていますが、第 2 回学校運営協議会の様子を 2 学舎傍聴しました。学校運営協議会委員の今後のスケジュール、地域学校協働活動との関わりや今後について、ディレクターの役割の明確化等の理解が不足しており、教師の働き方改革についての説明をされていましたが、時期尚早と感じました。一部の運営委員からもコミュニティ・スクールの目的が教師の働き方改革のように感じた感想がありました。児童生徒のための活動を進めていくことの結果が、働き方改革に繋がっていくのではないのでしょうか。結果が出るまでに数年かかるということも言われていますが、今年度の経過を踏まえ、実効性のあるコミュニティ・スクールとなるためには、今後どのように進めていくことが必要か質問します。 1 導入当初は、地域・学校・教育委員会が共通の目的を持つとしても非常に大きな壁があるため、相当なパワーが必要と言われています。地域で力がある委員を選んでも当初は「なぜ集められたのか、何をするのか」が理解できていない方が多いとも言われます。何のために、誰のために、なぜ自分が学校運営協議会委員として集められたかがしっかり見えていなければなりません。運営協議会委員にはどの程度の説明がされ、理解が進んでいますか、また他事例の紹介、他のコミュニティ・スクールとの意見交換会、研修は行われているか伺います 2 学校運営協議会の役割は、主な 3 つの役割以外にどのようなことが	【答 弁 者】 教育長

あるか伺います。 3 今年度に入り教職員のコミュニティ・スクールへの理解は以前より進んでいるか伺います。また、教職員のニーズは地域のボランティアに伝わっているか伺います。 4 自治会・コミュニティ協議会・PTA等実際の活動を担う方々の理解はどの程度進んでおり、どのようにイメージされていると考えていますか、加えてディレクターや担当課が各組織へ説明を行う必要性を伺います。 5 運営協議会の中で、学校支援ボランティアが当初の160人から半数以下に減少しているとのことでした。学校支援ボランティアの募集は誰がどのように努力されてきているか、減少した原因はどこにあると検証しているか伺います。学校支援ボランティアについては各校で部会を作って進めていくことが求められます。現在行われている学校支援ボランティアはどのようにコミュニティ・スクールへ組み込んでいくと考えているか伺います。 6 ディレクターの役割について、コミュニティ・スクールのディレクターとなっていますが、地域学校協働活動のコーディネーターの役割が継続されていますか、基本的にコミュニティ・スクールと地域を繋ぐのはディレクターの役割であると考えられますが、一人で数校を地域と繋げることは可能と考えていますか、また、各校に補助員を置く必要はないか伺います。ディレクターは各学舎に1人で、菊東学舎は1中学校2小学校、岳洋学舎は1中学校3小学校、菊西学舎は1中学校4小学校と受け持ち校数に差がありますが、菊西学舎はディレクターが1人で運営が可能と考えているか伺います。 7 少子高齢化に伴い、地域を担う人材不足が問題となっています。将来的には、地域の皆さんが担っている様々な事業、例えば、放課後こども教室、青少年健全育成、スクールガード等の組織、加えて可能であれば不登校対応の居場所や部活動の一部も学校を中心としたコミュニティ・スクールへ統合していく必要性がありますが将来像をどのように描いていますか、各担当課との協議は行われているか伺います。 8 コミュニティ・スクール事業を積極的に進めるための予算は、会議費、印刷費、事務用品費等以外にどのようなものを考えているか伺います。	
---	--

質 問 者：渥 美 嘉 樹	
質問事項 1：住民の命を守る防災	
【質問要旨】 自治体の第一使命は、住民の命を守ることです。防災で取り組むべき範囲はとても広いですが、何より重要なことは、住民の命を守ることです。令和 3 年 12 月議会で「命を守る南海トラフ巨大地震への対策」というタイトルで一般質問をいたしました。また、令和 6 年 3 月には、「菊川市避難行動要支援者避難支援プラン」が新たに策定されました。 今回は、令和 3 年一般質問及び「菊川市避難行動要支援者避難支援プラン」の内容を踏まえて、リスクの高い要支援者の防災について質問をいたします。 1 令和 3 年の一般質問で「福祉避難所について、事前受入対象者の調整を行い、直接避難を促進する」件について、「今後策定を予定している避難支援プランの中で、事前に福祉避難所への受入対象者を特定することに係る課題等についての検討を行い、その方法について定めていく予定」と市長からご答弁がありました。この件について、これまでの検討状況および、実施方針を伺います。 2 令和 3 年の一般質問で「一般避難所の要配慮者スペースの確保」について質問いたしました。この件について、これまでの検討状況および、実施方針を伺います。 3 令和 3 年の一般質問で「福祉避難所の機能強化」について質問いたしました。この件について、これまでの検討状況および実施方針を伺います。 4 令和 3 年の一般質問で、災害時要支援者名簿について「地図への落とし込みや支援程度の段階分け」「情報提供について同意を要しないこととする取組」「ボランティアや消防団への情報提供」について質問いたしました。この件について、これまでの検討状況および、実施方法を伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：渥 美 嘉 樹	
質問事項２：保育施設の「気になる子」等の支援	
【質問要旨】 近年、障害者手帳等は取得していないが、特別な配慮が必要な「発達 が気になる子」が増えているという話をよく耳にします。今回の質問で は、「発達が気になる子」及び「医療的ケア児」について、市内保育施 設への支援状況を確認する質問といたします。 1 「発達が気になる子」及び「医療的ケア児」の現状について、市内 保育施設の調査の状況を伺います。 2 「発達が気になる子」について、市内保育施設への、現在の支援状 況を伺います。また、今後の支援方針があれば伺います。 3 「医療的ケア児」について、市内保育施設への、現在の支援状況を 伺います。また、今後の支援方針があれば伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：渥 美 嘉 樹	
質問事項３：新型コロナワクチン予診票の取り扱い	
【質問要旨】 行政による文書管理は、住民の権利を守り、あるいは行政の正当性を証明するため、非常に重要なものです。今回は、多くの住民が関係する「新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済制度」に焦点を当て、菊川市の文書管理について質問いたします。 1 菊川市の住民が「新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済制度」を請求する場合、どのような手続きが必要となるか伺います。また、この制度はいつまで請求できるか伺います。 2 住民が「新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済制度」を請求する場合、予診票が必要となるか伺います。また、予診票についての市の関わりについて伺います。 3 予診票の保存方法と保存期間について、県内では、保存期間を10年にする自治体や、PDF化し健康管理システムにて個人に紐づけして保存する自治体があります。菊川市では、予診票を今後どのように保存していくのか、方針を伺います。 4 予診票は、歴史公文書としてはどのような取り扱いとなるか伺います。	【答 弁 者】 市 長